

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書

中間のまとめ（たたき台）

目次

はじめに	1
武蔵野市の現状	1
論点1-1 パートナーシップ制度の目的	2
論点1-2 根拠規定を何に置くか	2
論点2 制度のあり方	4
2-1 制度の種類	4
2-2 制度の対象者	5
論点3 申請要件	6
3-1 居住地	6
3-2 その他の申請要件	7
論点4 証明書等の交付に関すること	8
4-1 提出書類	8
4-2 通称使用の可否	8
4-3 手数料	9
4-4 名称・発行形式	9
4-5 届出の仕方	9
論点5 有効性に関すること	10
5-1 宣誓書等の保存期間	10
5-2 パートナー解消時の取扱い	10
5-3 転出時の取扱い	11
5-4 パートナー死亡時の返還	11
論点6 他の自治体との相互利用について	12
参考資料	13

※【方針案】欄は、第4回審議会でご議論いただいた内容を反映した方針案を記載しています。【方針案】欄における＜修正前・前回案＞は、第4回審議会でご議論いただいた内容の反映前の案を記載しています。なお、下線部分が修正ポイント部分となっています。

武蔵野市の現状

(1)武蔵野市男女平等の推進に関する条例を制定(平成 29 年4月施行)

男女の別だけではない多様な性の在り方について条例で規定し、「性別等」と定義したうえで、あらゆる分野における、性別等に関りない男女平等社会の実現を目的とした。

性別等：男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。))及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう)を含む。)

(2)武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和5年度)の策定

基本施策3に新規施策として「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を掲げ、施策(2)「性的マイノリティ等への支援」として、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記した。

(3)武蔵野市第六期長期計画(令和2年度～令和11年度)の策定

武蔵野市長期計画条例に基づく市の最上位計画「武蔵野市第六期長期計画(令和2年度～令和11年度)」の基本目標1に「多様性を認め合う 支え合いのまちづくり」が規定された。当該計画における施策の体系「3平和・文化・市民生活」における基本施策1に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進」において「同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」ことが明記された。

論点1-1 パートナーシップ制度の目的

本市のこれまでの取組を経て、パートナーシップ制度の目的を下記とし、パートナーシップ制度の導入について検討する。

【方針案】

パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを約した二人を支援することを目的とする。

＜修正前・前回案＞

- 性的指向・性自認に係る日頃の生きづらさを緩和する。
- お互いを人生の伴侶として日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二人を支援する。

➤ 趣旨・説明

- お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを約した真摯な関係性の二人を支援する。
- パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、日頃の生きづらさを緩和を図る。
- 性別等を問わないことで、多様な日々の生きづらさを緩和を図り、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていく。

➤ 検討事項

- 「精神的に、かつ、経済的又は物理的」の表現を検討する。
- 制度対象者における、性別等に関わらないとする定義で良いか検討する。

論点1-2 根拠規定を何に置くか

【方針案】

- 制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

➤ 趣旨・説明

- 議会での議決を経て制定されることにより、議論が丁寧になされ、市の方針として同意が得られる。

- 制度として安定性がある。
- 法規であることにより、権利を制限し義務を課す効力があり、市民にも責務が課されることとなる。
- 条例に違反した場合の罰則を設けることができる。
- 既存の条例に規定することで、幅広く周知ができ、制度の効果が期待される。

➤ 検討事項

- 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の改正内容を検討する。
- 条例の改正を行う場合、前文を検討する必要がある。

➤ 前文検討案

本市の条例においては「性別等」の定義を行うなかで、パートナーシップ制度が作られても対応できる形になっている。しかし、今日までの本市の男女平等に向けての様々な活動、取組を踏まえ、女性ということを特に強調した内容になっている。今回、パートナーシップ制度を導入するにあたり、条例前文において、多様な性の在り方に言及する必要があると考えられる。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差、男女の別だけではない多様な性の在り方に起因する差別、不平等や暴力等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人々が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず誰一人取り残さず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

論点2 制度のあり方

2-1 制度の種類

【方針案】

宣誓と宣誓書受理証の交付を基本とし、宣誓書受理証に加え、公正証書等の提出を希望する場合は、公正証書等受理証の交付を行う。

<修正前・前回案>

- ・宣誓と宣誓書受理証の交付、パートナーシップ関係の確認・証明の併用型とする。

➤ 趣旨・説明

- ・申請者2人が、パートナーシップ関係を市長に対して宣誓¹（宣誓書を提出）し、市は宣誓書等受理証を交付する。併せて公正証書等の提出を受けた場合は、公正証書等受理証を交付する。
- ・宣誓書受理証に加え、公正証書等受理証の提出も可能とすることで、申請者の希望に合わせた、より多くの方の制度利用が期待される。
- ・市が宣誓書や公正証書等を受理することで、宣誓者の気持ちを受け止め、二人がパートナーシップの関係であることを確認し、多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築に向けた取り組みを広めていく。

➤ 検討事項

- ・日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを約した二人を支援する制度であるため、法的な権利や義務が発生するものではない。効果は、受け手側で判断されるものとなる。

① 宣誓と宣誓書受理証交付について

- ・法的な効力を有するものではないため、適用範囲は武蔵野市に限られるものとなる。武蔵野市から転出した場合や、他の自治体に対して効果は求められないものとなる。
- ・公正証書等の公的な契約がある場合に比べ、二人の関係性の裏付けは弱いものとなる。

② 公正証書等と公正証書等受理証交付について

- ・公正証書等を準備するための時間的、経済的負担がかかり、制度利用のハードルとなる。
- ・公正証書等で契約する必須事項を定めるか。定める場合の必須事項は何とするか。
- ・婚姻制度の手続きは費用を要しない一方、パートナーシップ制度において公正証書等の提出を求める場合は、取得のための費用負担が発生する。
- ・公正証書等作成への支援のしくみも検討する必要がある。

¹パートナーシップの関係にある二人が、市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常生活を共にしていくことを誓うことをいいます。

2-2 制度の対象者

【方針案】

性別等に関わらず、日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に支え合い、経済的又は物理的に相互に協力しあうことを約した二人を対象とする。

<修正前・前回案>

性的指向・性自認等により、生きづらさを感じている方を対象とする。なお、異性間であっても、日頃の生きづらさを感じている方を対象とする。

➤ 趣旨・説明

- ・性的指向・性自認を問わないことで、事実婚関係にある異性カップルも含め、より幅広い対象者が制度を利用することができる。
- ・異性間も認めることで、同性カップルだけでなくトランスジェンダー等の方等も制度を利用することができることとなる。
- ・性的指向・性自認と問わないことで、性自認が戸籍上の性と異なるため、婚姻届けを提出することが困難な対象者も、制度を利用することができる。

➤ 検討事項

① 同性同士のみとした場合について

- ・戸籍上は異性間であるが、性自認が異なることで、婚姻届けを提出することが困難な対象者が、制度を利用することができないこととなる。
(例) ・戸籍上は異性であるが、一方の性自認が異なり、双方の性的指向が同性の場合、対象外となる。
・戸籍上は異性、一方もしくは双方がトランスジェンダー²やXジェンダー³の場合も対象外となる。

② 一方又は双方が多様な性の方とした場合について

- ・市が「性自認」を届出時に確かめることは困難であることから、事実婚関係にある異性カップルも実質的に利用可能となる。

①、②に共通する検討事項について

- ・対象が、多様な性の方に限定されるため、制度を利用することで意図しないカミングアウト⁵につながる可能性がある。

③ 性的指向・性自認を問わないこととした場合について

- ・同性カップルに限定しないことで、パートナーシップ宣誓制度を利用することが意図しないカミ

² 性同一性障害など性自認と身体の性が一致しない人等

³ 性自認が中性である又は性別を決めたくない人

⁵ これまでに公にしていなかった自分の性的指向や性自認などを本人が表明すること

ングアウトにつながることを防ぐことができる可能性がある。

- ・事実婚関係にある異性カップルを含めることで、性別等により、生きづらさを感じている対象者がいるという現実の不可視化につながることも考えられる。

論点3 申請要件

3-1 居住地

【方針案】

- ・宣誓書受理証の交付の場合は、2人が市内に住所を有する、又は転入の予定であること。なお、同居を基本とするが、市内で別居の場合も認めるものとする。
- ・公正証書等受理証の交付の場合は、少なくとも1人が市内に住所を持っている、又は転入の予定であること。

➤ 趣旨・説明

- ・宣誓書受理証を実行性のあるものにするため、市長に対し宣誓した宣誓書を受取り、宣誓書受理証を交付する場合は、宣誓する2人が市内に住所を有する（予定含む）ことを求める。また、公正証書等受理証を交付する場合は、公正証書等自体に実行性があるため、少なくとも1人が市内に住所を有することで交付を可能とする。
- ・同性カップルが賃貸物件を探す際の困難が指摘されていることに鑑み、同居・別居を問わないことで、より幅広い対象者が制度を利用できる。

➤ 検討事項

- ・同居を要件としない場合、世帯を基準とする市の制度が利用できない可能性が高い。
- ・市内に住所を有しない場合、他の自治体で、他のパートナーとパートナーシップ制度を利用する可能性がある。
- ・他の自治体で結んでいるパートナーシップ（転入前に結んだパートナーシップ）について確認できない。

3-2 その他の申請要件

【方針案】

- 年齢は成人（満 20 歳以上）に達していること。
（民法改正により、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降は「満 18 歳以上」となる）
- 現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。
- 近親者でないこと。

<修正前・前回案>

- 年齢は成人（満 20 歳以上）に達していること。
（民法改正により、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降は「満 18 歳以上」となる）
- 現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。
- 近親者でないこと。なお、パートナー関係に基づいた養子縁組については、認めることとする。

➤ 趣旨・説明

- 年齢要件は、契約など自らの意思で行うことができる「成人」を要件とする。

➤ 検討事項

- 近親者とは、民法上(民法 734 条～736 条)の定義とし、そのうち、736 条に規定する養子・養親等を除くこととして良いか。(734 条：直系血族又は三親等内の傍系血族、735 条：直系姻族)
- 自治体のパートナーシップ制度は、婚姻とは別の制度であることから、柔軟な取り扱いをしている自治体もある。パートナー関係に基づいた養子縁組についても、認めるか。

論点4 証明書等の交付に関すること

4-1 提出書類

【方針案】

- 提出書類は、以下の通りとする。

申請書	
パートナーシップ制度届出にあたっての確認書	
本人確認ができる書類	
独身を証明する書類	戸籍謄本または戸籍抄本
	独身証明書
住民票(写し含む)または住民基本台帳カード	
公正証書※	

※公正証書については、論点 2-1 に掲載

➤ 趣旨・説明

- 申請できる対象者の要件確認書類は、独身であることを証明するための「戸籍謄本または戸籍抄本」、「独身証明書」や「住民票(写含む)または住民基本台帳カード」に加え、「本人確認ができる書類」としている。
- 外国籍の方が制度を利用する際は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)の提出も求める。

4-2 通称使用の可否

【方針案】

- 戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。
- 通称名を使用した場合においては、受理証等の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

➤ 趣旨・説明

- 性自認に違和を感じている方に対し、性自認と同一であり日常生活で使用している氏名(通称名)を尊重する必要がある。

➤ 検討事項

① 戸籍氏名のみ使用可能とした場合について

- 性自認に違和を感じている方の戸籍上の氏名への違和感などに配慮することができない。

② 通称名も使用可能とした場合について

- 証明書等の裏面に戸籍上の氏名を表示するか。

- ・通称名の確認ができる書類の提示を求めるか。
- ・戸籍上の氏名で日常生活を送り、パートナーシップ制度においては通称を使用したい方は、通称名の確認のための書類（郵便物等）が用意できない可能性がある。

4-3 手数料

【方針案】

- ・無料とする。

➤ 趣旨・説明

- ・婚姻と同等の取り扱いとする。

➤ 検討事項

- ・再発行の場合も無料とするか。

4-4 名称・発行形式

【方針案】

- ・名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度（仮称）」を候補とする。
- ・受理証等は A4 サイズと携帯できるサイズを発行する。

➤ 趣旨・説明

- ・携帯できるカードサイズの受理証を発行することで、利便性を高める。

4-5 届出の仕方

【方針案】

- ・2人での届出を基本とする。

➤ 趣旨・説明

- ・申請書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続とせず、2人揃って申請窓口で手続きをする。

論点5 有効性に関すること

5-1 宣誓書等の保存期間

【方針案】

- ・宣誓書は、10年保存とする。一方、公正証書等は、パートナーシップ解消の届出がない限り、保存とする。

➤ 趣旨・説明

- ・宣誓書は、2人が市長に対し行った宣誓であるため、他の自治体の事例をもとに10年保存を基本とする。一方、公正証書等については、公正証書等自体に効力を有するため、パートナーシップ解消の届出がない限り、保存とする。

➤ 検討事項

- ・保存期間を設けた場合、受理証の有効期限も併せて設定するか。
- ・保存期間超過後の再申請を求めるか。求めた場合、宣誓の有効性は担保できるが、申請者の負担は大きくなることとなる。

5-2 パートナー解消時の取扱い

【方針案】

- ・パートナー解消時に届け出る仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、解消時に届出及び受領証の返還を求める。

➤ 検討事項

- ・公正証書の解消の手続きと、パートナーシップ解消届との確実な連動は困難である。

5-3 転出時の取扱い

【方針案】

- ・転出時に届け出る仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、転出時に届け出を求める。

➤ 検討事項

- ・単身赴任等で転出することにより、申請要件を欠く場合、受理証等の返還を求めるか。

5-4 パートナー死亡時の返還

【方針案】

- ・死亡時に届け出る仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、死亡時に届け出を求める。

➤ 検討事項

- ・受理証等の返還を求めるか。

論点6 他の自治体との相互利用について

【方針案】

- ・ 近隣の状況を踏まえて検討する。

➤ 趣旨・説明

- ・ 相互利用が可能となった場合、連携する自治体が連名で協力や支援の依頼ができるため、依頼の効力が高まる。また、効果の広域化が図られる。

➤ 検討事項

① 他の自治体との相互利用する場合について

- ・ 連携する自治体の選定方法。
- ・ 連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や申請書類等を統一する必要がある。
- ・ 連携する自治体との情報共有方法。

② 他の自治体との相互連携をしない場合について

- ・ 転出をした場合、転出先の自治体で改めて申請する必要がある。

参考資料

1. 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿

任期 平成31年4月1日から令和3年3月31日

(敬称略 五十音順)

No.	区分	氏名	主な職歴・所属	備考
1	学識	けんじょう えいこ 権丈 英子	亜細亜大学副学長	再任
2	事業所関係	いとう たかこ 伊藤 隆子	武蔵野硝子(株)代表取締役	再任
3	保健・医療	おおた しずか 大田 静香	武蔵野市助産師会会長	再任
4	学校教育	おざわ やすと 小澤 泰斗	武蔵野市教育委員会統括指導主事	再任
5	公募市民	たかぎ のりこ 高木 紀子	公募委員(緑町在住)	新任
6	公募市民	たけだ けんご 武田 謙吾	公募委員(桜堤在住)	新任
7	市民団体	たけうち すえこ 竹内 寿恵子	むさしの男女平等推進市民協議会 会長	再任
8	相談関係	なかむら としこ 中村 敏子	特定非営利活動法人 女性のスペース結 副代表理事	再任
9	福祉関係	みかみ よしき 三上 義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園・緑 寿園ケアセンター 施設長	再任
10	学識	わたなべ だいすけ 渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授	新任
11	弁護士	こばやし ともこ 小林 智子	弁護士(かえで通り法律事務所)	再任

2. 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過

開催日	内容
令和2年6月5日	・渡辺大輔委員によるパートナーシップ制度に関する講話 ・武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討報告等
令和2年7月9日	・パートナーシップ制度の果たす役割について ・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
令和2年8月6日	・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
令和2年9月4日	・パートナーシップ制度導入検討論点整理について
令和2年10月5日	・中間のまとめ(たたき台)について
令和2年11月 日	・中間のまとめ(案)について

次ページ以降は、報告書に掲載は予定しておりません。

〈審議検討状況〉

論点1-1 パートナーシップ制度の目的

論点1-2 根拠規定を何に置くか

① 条例

【自治体】（4/51 自治体⁶のうち2自治体条例改正）

- 議会での議決を経て制定されることにより、議論が丁寧になされ、市の方針として同意が得られる。
- 制度として安定性がある。
- 法規であるため、強制力をもち、市民にも責務が課される。
- 条例に違反した場合の罰則を設けることができる。
- 現在ある条例（武蔵野市男女平等の推進に関する条例）を改正するか、新たに条例を制定するか。

② 要綱

【自治体】（47/51 自治体）

- パートナーシップ制度を導入している自治体の多くが要綱を根拠としている。
- 市内部の事務処理にかかる規定となるため、市長の権限で制定できる。
- 議会での議論・議決を得ずに制定されるため、制度内容等に対し市民・議会の同意が得られない可能性がある。
- 市民に義務を課し、権利を制限できない。
- 条例を根拠とすることに比べ、法的拘束力が弱い。
- 議会での議決を経ないため、市としての姿勢が市民・議会に対し十分に伝わらない可能性があり、丁寧な説明が必要となる。

⁶ パートナーシップ制度導入自治体数（2020年5月17日現在）

論点2 制度のあり方

2-1 制度の種類

① 宣誓と宣誓書受理証交付(48/51 自治体)

目的

市が宣誓書の受理を証明することで、宣誓者の気持ちを受け止める。

趣旨

申請者2人が、パートナーシップ関係であることを首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書受理証の交付を受ける。

採用した場合

- ・公正証書等作成費用がかからないため、経済的負担は軽くなる。

② 公正証書等と公正証書等受理証交付（2/51 自治体）

目的

申請者2人が契約した公正証書等受領し、日々の生きづらさを緩和し精神的、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを公に契約した二人の証明を市が確認する。

趣旨

申請者2人がパートナーシップ関係にあることを、公正証書等に基づいて申請し、市から受領証の交付を受ける。

採用した場合

- ・公正証書等で契約することで、契約した内容は、公正証書等自体で公的に実行性を持つ。
- ・転出を行った場合においても、公正証書等で契約した内容の効力は変わらない。

③ ①と②の2階建て型(1/51 自治体)

目的

市が宣誓書の受理を証明することで、宣誓者の気持ちを受け止める。また、公正証書等を提出した場合には、市も公正証書等で約した契約内容を確認し、確認項目を記した受領証を交付する。

趣旨

パートナーシップ関係を市長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書受理証の交付を受ける。併せて公正証書等を提出した場合は、公正証書等受理証の交付を受ける。

採用した場合

- ・公正証書等の提出は必須とせず、提出された場合には受理証を交付する。
- ・申請者の希望に合わせた対応ができる。

④ ①と②の選択型

目的

②と同様

趣旨

宣誓書の提出を選択した場合、パートナーシップ関係を市長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書受理証の交付を受ける。また、公正証書等の提出を選択した場合は、公正証書等受理証の交付を受ける。

2-2 制度の対象者

① 同性同士のみ

a. 戸籍上の性に基づく同性

- ・性自認上同性の場合は利用できないため、対象となるすべての方が利用できる制度ではなくなる。

例：戸籍上男性・性自認男性の方と戸籍上女性・性自認男性の方

→性自認に基づけば同性だが、戸籍上の性に基づけば異性

→法律婚も可能だが、婚姻届の「夫となる人」「妻となる人」の文言で利用をためらう可能性がある。

b. 性自認上の同性も含む（戸籍上の性は問わない）

② 一方又は双方が性的マイノリティの方

- ・性自認上同性の場合も、双方がトランスジェンダーの場合、双方又はいずれか一方がXジェンダーの場合等も含まれるため、様々な意向や状況に対応できる。

③ 性的指向・性自認を問わない

- ・事実婚関係にある異性カップルも制度対象となり、幅広い対象者が利用可能となる。

（事実婚関係にある場合、住民票に「妻（未届）」と記載することで事実婚関係の証明をすることも可能だが、「夫」「妻」という関係に抵抗を感じている方にとっては、パートナーシップ関係だけを宣誓する制度の方が利用しやすいことも考えられる。）

- ・同性カップルに限定しないことで、パートナーシップ制度を利用することが意図しないカミングアウトにつながることを防ぐことができる可能性がある。

論点3 申請要件

3-1 居住地

先行自治体の主な申請要件

- (1) 居住地
- (2) 年齢（民法上の成人であること）
- (3) 現に婚姻していない、パートナーシップを結んでいないこと
- (4) 近親者でないこと

(2)～(3)はいずれの自治体でも同様の要件が定められているが、(1)居住地に関しては自治体によって異なる。

- ①双方が当該自治体に住所を持っている（あるいはその予定である）。【自治体】多数
- ②いずれか一人が市内に住所を持っている

② 論点4 証明書等の交付に関すること

4-2 通称使用の可否

① 戸籍上の氏名のみ使用可

- ・戸籍上の氏名と証明書等に記載する氏名が一致することで、戸籍や住民票等の公的な証明と照合が可能となる。
- ・性自認に違和を感じている方の戸籍上の氏名への違和感などに配慮されていないものとなる。

②通称名も使用可

- ・性自認に違和を感じている方の戸籍上の氏名への違和感などに配慮することができる。
- ・通称名の使用を認めている自治体では、証明書等の裏面に戸籍氏名を記載している。

4-3 手数料

① 無料【自治体】多数

- ・先行自治体の多くは、提出書類の発行手数料は自己負担としているが、宣誓書受理証、宣誓証明書等の発行手数料については無料としている。
- ・費用がかからないため、制度を利用しやすくなる。

② 証明書やカード交付の手数料徴収とする

- ・自治体の手数料収入になる。
- ・住民票等の手続き書類の取得手数料に加え、発行手数料も徴収することとなると費用負担が大きくなる。

4-4 名称・発行形式

① 名称

先行自治体の名称(例)

渋谷区	渋谷区パートナーシップ証明
世田谷区	同性パートナーシップ宣誓
中野区	中野区パートナーシップ宣誓
千葉市	パートナーシップ宣誓制度
豊島区	豊島区パートナーシップ制度
横浜市	横浜市パートナーシップ宣誓制度
港区	みなとマリアーージュ制度

② 受理証等の形態・記載内容について

受理証等目的・効果

- ・提示することで家族と同等の関係として受け入れられる可能性がある。

受理証等の記載事項

申請者2人の氏名、生年月日、住所	制度の趣旨、受理証等の説明
発行日	戸籍上の氏名(通称使用の場合)
公印	

※有効期間を記載している自治体もある。

受理証等の形態

- ・A4サイズのもものが交付される。
- ・携帯用のカードサイズの受理証等も交付する自治体が増加している。
- ・受理書等に市章や市の花、シンボル、キャラクターを記載するものや、LGBTの象徴であるレインボーをデザインした証も発行されている。また、デザインを複数用意し、選択制とする自治体もある。

4-5 届出の仕方

① 2人で届出をする

- ・2人揃って職員の面前で宣誓書を記入する。
- ・双方の宣誓の合意を確認することができる。

③ 1人での届出も可

- ・1人で届け出ができるため、日程の調整がしやすくなる。
- ・双方の宣誓の合意を確認することができない。

論点5 有効性に関すること

5-1 宣誓書等の保存期間

① 保存期間を設ける

- ・ 宣誓書等の保存期間を定めている自治体では、保存期間中は宣誓書受理証等を再交付することができる。
- ・ 宣誓書等の保存期間は定めている自治体においても、宣誓書受理証等の有効期限や保存期間を過ぎた後の再申請の要不要についてはほとんど明記されていない状況にある。よって、宣誓書等の保存期間がそのまま宣誓の有効期限、宣誓書受理証等の有効期限と結びつくとは限らない。
- ・ 受領証の様式には有効期限に関する記述は無いが、保存期間を申出書等の「有効期間」とし、再度申出をすることを明記している自治体もある。

② 保存期間を設けない

- ・ 保存期間を設けず、申請者からパートナーシップ解消の届出等がない限り長期間保存する。
- ・ 宣誓書受理証等の再発行がしやすい。

5-2 パートナー解消時の取扱い

先行自治体では、パートナーシップ解消時には共通して次のような手続きを取っている。

- ・ 届出書類（名称は「返還届」、「解消届」など）を提出
- ・ 自治体から交付された受理証等を返還

手続き手順について他自治体の状況

①返還手続き前の事前連絡

②返還手続き後の対応方法(他市事例)

- a. 解消の届出があった場合、解消の手続きがあったことを対象者双方に通知する
- b. 1人で届出があった場合、解消の手続きがあったことを自治体が対象者双方に通知する
- c. 1人で届出があった場合、パートナーシップ解消の手続きがあったことを、届出をしなかったもう1人の当事者に自治体が通知する
- d. 1人で届出を行った場合、その旨を自ら相手に通知するように求める
- e. 解消の届出があった場合、受領証等の交付番号を公表する

5-4 パートナー死亡時の返還

① 証明書等を返還する

- ・ 市が受領証を発行しているため、死亡の事実を把握することが必要となる。

② 返却の必要はない

- ・ 証明書等の返還を求めた場合、パートナーとしての関係を示すものが失われる。

③ 変更届を提出する(証明書返却の必要はない)

- ・ 受領証の返却の必要はないが、一方が死亡した場合には、届出をする。

論点6 他の自治体との相互利用について

① 他の自治体との相互利用あり

【自治体例】古賀市・福岡市・北九州市の3市間(2020.3 現在)

熊本市・福岡市・北九州市の3市間（古賀市—熊本市の相互連携は現在無し）
(2020.3 現在)

横須賀市・鎌倉市・逗子市・葉山市の4市間(2020.7 現在)

- ・市外へ転居しても効力が失われない。
- ・転出してもパートナーシップ制度の申請手続きを転出先の自治体で行う必要がないため、手続きの負担が減少する。

《運用例—横須賀市・鎌倉市・逗子市—》

転出時に継続利用申請を行うことで、転入先でも宣誓が継続し、交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証を継続して使用できることとし、利用者の手続き負担と精神的な負担の軽減を図る。

- ・現状、横須賀市・鎌倉市・逗子市のパートナーシップ制度対象者の要件は概ね一致している。横須賀市・逗子市が同居を要件としていないが、鎌倉市は同居を要件としている。しかし鎌倉市は、「同一所在地に住所を有することのできない特別な事情がある場合は、この限りではない」と規定している。

継続利用申請の条件

三市間で二人が同一区域に住所を移動する場合

交付条件が異なる自治体との相互利用

宣誓は交付自治体の条件が適用され、行政サービスは転出先自治体の制度が適用される。

プライバシー保護

パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で住所を移した場合の書類の送付は、メールの場合はパスワードの設定を行い、郵送の場合は配達証明を利用する。

(参考：「逗子市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック」)

〈参考〉横須賀市・鎌倉市・逗子市における宣誓の対象者の要件

横須賀市	鎌倉市	逗子市
1 成年であること	1 成年に達していること	1 成年であること
2 横須賀市民であること (転入予定の方を含む)	2 互いを人生の伴侶として、日常生活における経済的、物理的かつ精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した2人であること。	2 逗子市民であること、または転入を予定していること
3 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。	3 双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップにないこと。	3 結婚していないこと(配偶者がいないこと)
4 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です)	4 住所について次のいずれかに該当すること。 <u>ただし、同一所在地に住所を有することのできない特別の事情がある場合は、この限りではない。</u> ア 双方が鎌倉市内の同一住所に居住しかつ住民登録があること。 イ 一方が鎌倉市内に住所を有し、他の一方が鎌倉市内の相手方の住所へ転入を予定していること。 ウ 双方が鎌倉市内の同一住所への転入を予定していること。 5 双方が近親者でないこと。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)	4 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと 5 宣誓者同士が近親者でないこと